



4	無 料 法 律 相 談	法律的な解決が必要な相談を受け付けます。
5	社協だより「オレンジハート」発 行 事 業	社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するために、広報誌を発行します。
6	生活困窮者自立支援事業 《新規》	生活の困りごとや不安を抱えている方の相談窓口となり、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

課題解決の役割	役 割 の 内 容
市民の役割 (自助)	①市の広報紙やホームページ、「みなみそうまチャンネル」などから情報収集を行います。 ②生活するうえで悩みがある場合は積極的に相談窓口を利用します。
地域の役割 (共助)	①地域における高齢者、障がい者、子育て中の方で相談や支援を必要としている場合には相談窓口を利用するように促します。
市 の 役 割 (公助)	①相談窓口機能の強化、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関との連携、支援サービスの充実を図ります。 ②関係各課及び関係団体と連携し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。 ③広報紙・ホームページ・「みなみそうまチャンネル」などで市民へ周知します。 ④高齢者、障がい者、子育て中の方のために、相談窓口や利用可能なサービスが記載された冊子（ハンドブック等）を作成します。



社協の役割 (共助)	<p>①社協だより「オレンジハート」や社協ホームページで、専門的な相談窓口を地域住民へ周知します。</p> <p>②相談者の実態を把握し、適切な助言、必要な援助を行います。</p> <p>③さまざまな相談に対応できるよう、関係機関とのネットワーク体制を強化し、ワンストップで専門機関へ橋渡しを行います。</p>
---------------	---

※生活福祉資金貸付事業

⇒低所得世帯並びに障がい者世帯に対し、生業を行うときの開業や住宅改修、家族が入院した場合の療養、修学するために必要な資金などを無利子もしくは低金利で貸し付けるとともに、必要な援助指導を行います。

※地域包括支援センター

⇒平成17年の介護保険法改正で制定され、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等が中心になって、介護予防に関するマネジメントを始めとする高齢者や家族への総合相談や支援を行う機関です。

※ワンストップ

⇒相談者が来た際に、たらい回しにならないようにひとつの窓口で対応することです。

※みなみそうまチャンネル

⇒震災復興情報をテレビ映像(フルセグ放送及びワンセグ放送)で南相馬市民に届ける事業です。

※地域包括ケアシステム

⇒高齢者がその日常生活圏で、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に受けられるようにする地域で支えるシステム

III-2 人権尊重の社会づくりの推進

課題の要約	<p>①認知症や障がいにより、判断能力が十分でない方が適切な福祉サービスを利用するのに支援が必要です。</p> <p>②高齢者・子どもへの虐待が心配です。</p>
施策の方向	<p>①認知症や障がいにより、福祉サービス等を利用するためには支援が必要とする方の実態把握し、必要な援助をします。</p> <p>②地域住民、行政機関、社会福祉協議会等が協力して、虐待に対する早期発見、情報の集約に努めます。</p> <p>③虐待を早期に発見できる地域ネットワークの構築と、防止に向けた取り組みを提言します。</p> <p>④虐待に対する正しい知識や理解の普及・啓発に努めます。</p> <p>⑤民生委員児童委員など福祉の担い手を対象とした研修を行います。</p> <p>⑥誰もが地域で安心して生活できるように、一人ひとりの権利を擁護し、必要な福祉サービス等が活用できるよう支援を行います。</p>

実施事業

番号	事業名	事業概要
1	地域包括支援センター事業	<p>高齢者の心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助・支援を公正・中立な立場で包括的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none">● 総合相談支援業務● 権利擁護業務● 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務● 介護予防ケアマネジメント業務● 家族介護教室等法定外業務
2	あんしんサポート	認知症高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行います。



3	権利擁護入門講座	<p>認知症高齢者や心身に障がいを抱えている方が増加する中、判断能力が低下している方々の生活を支える仕組みである「成年後見制度」や「あんしんサポート」について、広く市民に啓蒙し理解を深めてもらい、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるための地域福祉の推進を目的とします。</p>
4	市民後見人養成講座	<p>認知症や障がい等により判断能力が不十分となったとしても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護の視点により成年後見制度の理解を目的とします。</p> <p>また、成年後見制度による判断能力が不十分な方の後見人等を担う方は、近年、親族後見から第三者後見へとかわりつつありますが、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見は少ない状況にあります。今後ますます増加する成年後見制度へのニーズに対応するため、主に身上監護を担う市民による後見人等が担える人材を養成します。</p>
5	生活困窮者自立支援事業 《新規》	<p>生活の困りごとや不安を抱えている方の相談窓口となり、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p>



課題解決の役割	役割の内容
市民の役割 (自助)	<p>①成年後見制度を利用します。</p> <p>②高齢者や子どもなどの立場の弱い人を大切にします。</p> <p>③困ったときは我慢しないで周りの人々などに助けを求めます。</p> <p>④自らも市民後見人としての登録を行います。</p>
地域の役割 (共助)	<p>①成年後見制度を必要とする人がいないか気配りをします。</p> <p>②周囲に虐待・DVなどがないか気配りをします。</p>
市の役割 (公助)	<p>①社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知や研修会の開催などを行い、後見人となる人材の育成に努めます。</p> <p>②虐待やDVについて相談できる窓口の周知を図ります。</p> <p>③虐待やDV防止のネットワークを構築します。</p> <p>④人権擁護に関する関係機関との連携を図ります。</p> <p>⑤包括的な権利擁護体制の整備について検討します。</p>
社協の役割 (共助)	<p>①認知症高齢者や障がい者が福祉サービスを利用する支援として、あんしんサポートを充実させます。</p> <p>②高齢者、障がい者に対する相談援助を行います。</p> <p>③高齢者・児童虐待に対する相談援助、関係機関等への情報提供を行います。</p> <p>④地域住民や行政と連携をとりながら、虐待の早期発見・防止に努めます。</p> <p>⑤総合的な権利擁護体制の拠点を築くため、市に対して、公設の「権利擁護センター（仮称）」の設置を提言します。</p> <p>⑥法人後見、並びに法人監督の実施について検討します。</p> <p>⑦市民後見人、並びにあんしんサポートの生活支援員を養成します。</p> <p>⑧誰もが地域で安心して生活できるように、一人ひとりの権利を擁護し、必要な福祉サービス等が活用できるよう支援を行います。</p>



※認知症

⇒脳や身体の疾患を原因として、記憶、判断力などの障がいにより、日常生活が困難になった状態です。

※福祉サービス

⇒介護保険制度などの高齢者福祉サービス、障がい者福祉サービスなどです。

〈例〉 ホームヘルプサービス、デイサービスなど

※あんしんサポート

⇒正式名称は「日常生活自立支援事業」です。認知症高齢者、知的・精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象として、地域で安心して生活できるよう福祉サービスの利用や金銭管理等の援助を行います。

※成年後見制度

⇒認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に合うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

※D V

⇒ドメスティック バイオレンス (domestic violence) の略称です。

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことです。近年では、婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力全般を指します。

暴力の形は様々で①身体的 ②精神的 ③性的 ④経済的 ⑤社会的等多面的な要素を含んでいます。

III-3 ひとにやさしいまちづくりの推進

課題の要約	<p>①移動手段を持たない高齢者への支援が必要です。</p> <p>②バリアフリー化が進んできましたが、まだ高齢者や障がいのある人に対して「住みやすいまち」とはいえません。</p> <p>③障がいのある人に対しての心のバリアがあります。</p> <p>④住み慣れた地域で、高齢者や障がいのある方が、安心して介護サービスを受けられるか不安があります。</p>
施策の方向	<p>①必要な移動手段を持たない高齢者の把握・支援をします。</p> <p>②公共施設・街中等でバリアフリーが必要な箇所を把握します。</p> <p>③外出支援サービスの利用を促進するなど、外出に不安を抱える方を支援します。</p> <p>④高齢者や障がい者の意見を十分取り入れ、更なるバリアフリー化を目指します。</p> <p>⑤障がいの有無にかかわらず、心のバリアフリーを推進していきます。</p> <p>⑥閉じこもりがちな高齢者が、生き生きとした生活を送れるように必要なサービスを検討します。</p> <p>⑦高齢者や障がい者が安心して生活できるよう介護保険サービスや地域福祉サービスを実施するとともに、地域の社会資源を有効に活用できるよう地域福祉のネットワークの構築を推進していきます。</p>

実施事業

番号	事業名	事業概要
1	車イス同乗軽自動車貸出事業	車イスを必要とする方の家族に対し、通院・入退院などの際に車イスのまま同乗できる自動車を無料で貸し出します。
2	外出支援サービス事業	通院・入退院の際に交通手段の確保が困難な低所得者の方々に対し、無料で送迎します。



3	手話奉仕員派遣事業	聴覚障がい者のコミュニケーション円滑化促進のため手話奉仕員を派遣します。
4	奉仕員等養成事業	手話・朗読・点訳に必要な技術等の指導を行い、これに従事する奉仕員を養成します。
5	声の広報発行事業	声の広報発行により、必要な行政情報等を提供します。
6	障がい者スポーツ交流事業	在宅障がい者を対象に、ニュースポーツ体験やイベント等で交流を図ります。
7	福祉機器貸与事業	障がい者や介護保険適用外の方に対し、福祉機器（車イス・介護用ベット・エアマット）を無料で貸与します。
8	地区福祉委員会推進事業	小地域福祉活動組織の設立や活動に対して、社会福祉協議会職員による運営上の助言・助成をします。
9	福祉教育の推進事業	社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを生かして、様々な機会を設け、市民に対してその知識や技術を提供します。 また、南相馬市「市民出前講座」へ登録し、講師登録している市民や団体との連携・ネットワーク化を図ります。
10	介護保険サービスの実施	住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、在宅で受けられるサービスを中心に、介護サービスを実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護支援事業（ケアプラン） ● 訪問介護事業（ヘルパー派遣） ● 訪問入浴事業（移動入浴車訪問） ● 通所介護事業（デイサービス）



課題解決の役割	役割の内容
市民の役割 (自助)	①ユニバーサルデザインの理念を理解します。 ②歩行するうえで周囲に障害となるものがないか注意します。
地域の役割 (共助)	①地域住民が協力し、地域内にある障害物の状況を確認します。 ②歩道上の障害物を撤去します。
市の役割 (公助)	①ユニバーサルデザインの意識啓発を進めます。 ②歩道の段差解消や点字ブロックなどの環境整備を進めます。
社協の役割 (共助)	①必要な移動手段を持たない高齢者や障がい者を支援するため、外出支援サービス事業を充実します。 ②外出支援にかかる公共サービスに該当しない方への支援を検討します。 ③公共施設・街中等のバリアフリー化されていない箇所を地域の方と共に把握し、行政等へ提言します。 ④各種サービスについて広報・周知を行います。 ⑤公共のサービスを補完します。 ⑥障がい者支援ボランティアを養成します。 ⑦助け合いの気持ちを育めるよう、障がいの有無に関係なく、交流機会の確保や誰でも自立した生活が送れるような事業を検討、展開します。

※バリアフリー

⇒高齢者や障がい者の生活行動に障害となるものを排除した環境のことです。

※車イス同乗軽自動車

⇒車椅子のまま乗車できる車両（軽自動車）です。

※福祉機器

⇒高齢者や障がい者の生活や介護を支援する用具・機器のことです。



※ユニバーサルデザイン

⇒できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすることをいいます。





III-4 生活支援の充実

課題の要約	<ul style="list-style-type: none">①経済的支援を受けたいが、どこに相談して良いか分かりません。②低所得世帯や離職者等、生活が困難な世帯への対策が十分ではありません。③高齢者や障がいにより判断能力が十分でない方が、日常生活を送るために支援が必要です。
-------	---

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">①生活の維持ができなくなった場合の、相談窓口等の周知を図ります。②生活の立て直しを必要とする方や公的制度の谷間にある低所得者や離職者などに対し、生活設計などへの助言を行い、必要に応じて資金を貸し付けます。③高齢者や障がいにより判断能力が十分でない方に対し支援を行い、あんしんサポートや成年後見制度への適切な移行を図ります。④誰もが地域で安心して生活できるように、必要な福祉サービス等が活用できるよう相談や支援を行います。
-------	---

実施事業

番号	事 業 名	事 業 概 要
1	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行います。
2	福 祉 サ ー ビ ス 利 用 援 助 事 業	あんしんサポートの契約に至らない高齢者や障がい者に対して、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行います。
3	生活援助資金貸付事業	低所得のため生活が困難な世帯に対して、一時的な生活費を貸し付けます。
4	生活福祉資金貸付事業	福島県社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付事業の窓口業務を行います。



課題解決の役割	役割の内容
市民の役割 (自助)	①自分の周囲に援助を要する人がいるか心配ります。
地域の役割 (共助)	①地域内において援助を要する人がいる際には、まずは、地域での支えあいを基本しながらも、公的支援が必要と判断される場合は速やかに行政に繋いでいきます。 ②一時的に生活に困っている人に対して、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度等各種貸付制度を紹介します。
社協の役割 (共助)	①日常生活に様々な問題を抱えている世帯へ支援を行い、関係機関へ申請等を助言します。 ②生活の立て直しを必要とする方や公的制度の谷間にある低所得者や離職者などに対し、生活設計などへの助言を行い、必要に応じて資金を貸し付けます。 ③判断能力が十分でない方などに対し、地域のバックアップを受けながらサポートします。 ④関係機関との連携を図り、地域のニーズを把握し適切な支援を行う。また、地域の実情にあった方策について検討し、制度の隙間を埋められるような事業展開を行います。





III-5 被災者への支援の充実

課題の要約	<p>(平成 27 年度～平成 29 年度)</p> <ul style="list-style-type: none">①避難される方々のニーズが世代や属性によって多様化するなど、孤立のリスクが高い層であるとの判断をします。②生活に困っている人を確実に次のステップへ導き、個別プランから実行まで行います。③仮設入居直後と発災後 4 年の現在とを比べると、相談内容は多様化しています。④個別訪問では解決しきれない専門的、重層的な相談事項がある。⑤高齢者だけでなく、特に子育て世代から強い相談体制のニーズがあります。各組織の業務を効率化する必要があるが、従来の連携ではサービスの非効率性を解決しきれません。⑥サロンの参加者が固定化し、女性高齢者以外の参加率が低いです。⑦災害公営住宅入居者が、新たな隣人関係の中でのコミュニティ形成に苦慮しています。⑧サロンが公助的になっています。自走のためにも、自治会等の住民組織に積極的に運営してもらう必要があります。⑨見守り対象者の増加を予防する取り組みが必要です。 <p>※ 「避難者自立に向けた中期ビジョン」より抽出</p>
-------	--

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">①市外から南相馬市に帰還する生活困窮者や仮設に残る方へ集中的に支援を行います。②生活基盤の再構築に向けた個別伴走体制を整備します。③避難者の属性や悩みに即した相談体制を構築します。④子育て世代が相談できる環境を整備します。⑤組織と制度を越えた連携を促進するコーディネーター（調整役）を設置します。⑥世代間交流サロンを開催します。⑦災害公営住宅入居者間のコミュニティ活動を強化します。⑧介護予防事業を強化します。 <p>※ 「避難者自立に向けた中期ビジョン」より抽出</p>
-------	---



実施事業

番号	事業名	事業概要
1	地区福祉委員会推進事業	小地域福祉活動組織の設立や活動に対して、社会福祉協議会職員による運営上の助言・助成をします。
2	ふれあいサロン助成事業	小地域でサロン活動をする団体へ、助言・助成をします。
3	地域間三世代交流事業 助成事業	地域のつながりを再構築するため、地域内の三世代の人々の交流を目的とした事業へ助成します。
4	地域福祉事業助成事業	各種団体等が実施する地域福祉の増進を目的とした事業へ助成します。
5	高齢者交流事業	高齢者のひきこもり防止と交流を目的に実施します。
6	災害復旧復興 ボランティアセンター	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者の復旧・復興を支援するため、本会にボランティアセンターを設置し、被災者のニーズとボランティアとの活動を調整します。
7	行政区長・民生委員児童委員・各種ボランティア団体等との連携	小高区を中心とした福祉コミュニティの再生支援を目的に、かかわりの深い関係者・団体との懇談会等を行い、的確に課題を把握し、ニーズに即した地域福祉活動を推進します。



8	仮設住宅・借り上げ住宅避難者対象サロン事業	仮設住宅・借り上げ住宅居住の避難者を対象に地域を限定した区域で、定期サロンを実施し、地域のコミュニティづくりと孤立防止を図ります。 (生活支援相談室)
9	仮設住宅・借り上げ住宅避難者対象未就学児親子サロン事業	仮設住宅・借り上げ住宅居住のうち子育て世代の方を対象とした「出会いの場」と「ふれあいの場」を提供します。 (生活支援相談室)
10	仮設住宅・借り上げ住宅避難者対象つどい交流事業	仮設住宅及び借り上げ住宅居住の避難者を対象にした孤立防止と被災者同士の親睦を深めるための交流事業を行います。 (生活支援相談室)
11	地域あったか見守り隊養成事業 《新規》	要援護高齢者や障がい者、生活困窮世帯や引きこもりなど制度の狭間にある人を日常的に見守り、適切な制度へつなげる仕組みを強化し、住民相互の支え合いによる地域福祉活動を推進します。
12	生活困窮者自立支援事業 《新規》	生活の困りごとや不安を抱えている方の相談窓口となり、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
13	見守り事業 《新規》	避難解除地域に帰還された要配慮世帯等、見守りを要する一人暮らし高齢者や障がい者の自宅を訪問し見守りします。 (生活支援相談室)



課題解決の役割	役割の内容
市民の役割 (自助)	<p>①避難者自身が生活再建に向けた各種制度を活用します。</p> <p>②仮設住宅等の入居者自らも積極的に外部との交流を行います。</p>
地域の役割 (共助)	<p>①地域における被災者の生活再建に向けた制度の利用を促します。</p> <p>②仮設住宅や災害公営住宅入居者同士において見守りの意識を持ちます。</p>
市の役割 (公助)	<p>①市民の生活再建につながる制度について広報の充実を図ります。</p> <p>②制度に該当する対象者への申請勧奨を行います。</p> <p>③入居者の健康状態把握等のため生活支援相談員や保健師の訪問の充実を図ります。</p>
社協の役割 (共助)	<p>①被災者の健康状態把握等のため、生活支援相談員による総合的な見守り訪問を充実させます。</p> <p>②生活に困りごとや不安を抱えている方に対して、総合的な相談窓口となります。</p> <p>③行政区長や民生委員児童委員、各種ボランティア団体と連携をとり、被災者に対して総合的な支援体制を構築します。</p> <p>④福祉委員会やふれあいサロンの立上げ支援を行い、避難地域における共助体制の強化を図り、コミュニティの再生を支援します。</p>



第5章 地域福祉活動の推進と社会福祉協議会の使命

1、地域福祉活動計画と社会福祉協議会

南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、南相馬市において地域福祉を進めていくために、社会福祉協議会が、市民、民間福祉団体、行政などと協働して策定し、実施していく計画です。

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民自身です。住みなれた地域で支え、助けあえる地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動する関係機関・団体、福祉サービス事業者、ボランティア、NPOなどの地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたり、自助・公助・共助の役割を分担し、またそれぞれ連携しながら、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果しながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

2、地域福祉活動計画と活動中長期計画との関係

南相馬市社会福祉協議会が市民とともに南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画の実施に取り組む中で、同時に社会福祉協議会の組織や事業体系の見直しが必要となります。

南相馬市社会福祉協議会では、この地域福祉活動計画を実行するため、市民の理解の得られる組織改革、事業体系を再編することで、地域福祉の推進の中心的な役割を担う団体として使命を果たすことになると考えています。

また、地域福祉活動計画の期間が平成27年から平成29年までの3年となっていますが、南相馬市が策定した南相馬市地域福祉計画の期間が平成27年から平成29年となっていることから、中長期計画については、南相馬市の計画に沿い、連携しながら推進していきたいと考えております。

なお、地域との連携の中、地域福祉活動計画を実行するため、地域懇談会を継続的に開催するとともに、次期計画に市民の声を反映させていけるよう問題点の把握に努めてまいります。

資 料 編



社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会の地域福祉活動に関する計画を策定することを目的として、社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、構成する委員により次に掲げる事項を審議する。

- (1) 南相馬市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他、地域福祉活動の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織と役割)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 地域福祉活動計画の基本の方針の決定に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の策定に関すること。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 住民自治組織関係者
- (2) 民生児童委員・主任児童委員
- (3) ボランティア等社会福祉活動関係者
- (4) 社会福祉に関する事業に従事する者
- (5) 保健・医療機関の関係者
- (6) 教育機関・団体関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げる者の他、会長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。



(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱された日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席が無ければ、開くことはできない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償費)

第8条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程並びに役職員等旅費支給規程に準じて費用弁償を支払う。

(作業部会)

第9条 委員会の円滑な運営に資するために、作業部会（ワーキンググループ）を置く。

- 2 作業部会は、地域福祉活動計画案を作成する。
- 3 作業部会は、委員長から依頼された事項の調査検討の経過及び結果について、委員会において報告するものとする。
- 4 作業部会員は、会長が任命する。
- 5 作業部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。
- 6 部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。
- 7 作業部会の会議は、部会長が招集する。
- 8 部会員の任期は、指名された日から必要な事項の審議、検討が終了するまでの期間とする。
- 9 作業部会に顧問を置くことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、本会に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成22年7月1日より施行する。

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。



南相馬市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

任期 平成27年7月30日～平成28年3月31日

No	氏名	選出区分	団体等	備考
1	青田 直喜	社会福祉に関する事業に従事する者	南相馬市福祉事業所連絡協議会	委員長
2	渡部 美智子	ボランティア等社会福祉活動関係者	高平地区福祉委員会	副委員長
3	渡部 正孝	住民自治組織関係者	南相馬市区長連絡協議会(原町区)	
4	長井 里志	住民自治組織関係者	南相馬市区長連絡協議会(小高区)	
5	山崎 文雄	住民自治組織関係者	南相馬市区長連絡協議会(鹿島区)	
6	横山 誠	民生委員児童委員・主任児童委員	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会(原町区)	
7	遠藤 洋子	民生委員児童委員・主任児童委員	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会(小高区)	
8	上田 和子	民生委員児童委員・主任児童委員	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会(鹿島区)	
9	郡 芳一	ボランティア等社会福祉活動関係者	鹿島ボランティア連絡協議会	
10	西山 喜代子	ボランティア等社会福祉活動関係者	小高区女場サロン	
11	齋藤 イネ	社会福祉に関する事業に従事する者	南相馬市ファミリーサポートセンター	
12	大内 安男	社会福祉に関する事業に従事する者	株式会社 相馬の里	
13	紺野 幸	教育機関・団体関係者	生涯学習アドバイザー	
14	稻村 和史	関係行政機関の職員	南相馬市健康福祉部 社会福祉課 職員	
15	相良 昭子	保健・医療の機関の関係者	南相馬市健康福祉部 健康づくり課 保健師	

※委員長の青田直喜様におかれましては、平成27年10月16日ご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

平成27年度 地域福祉活動計画 策定経過

平成27年12月

区分	3月 第1段階	4月 第2段階	5月 第3段階	6月 第4段階	7月 第3段階	8月 第4段階	9月 第4段階	10月 第5段階	11月 第5段階	12月
地域福祉活動計画 策定手順 (平成27年度～平成29年度)	・事務担当者の選任 ・被災者支援計画の作成 ・方向性の確認	・事務担当者の選任 ・被災者支援計画の作成	・策定委員会委員の選任 ・作業部会の選任 ・準備 ・被災者支援計画(案)の納品	・策定委員会の開催 (策定委員の選任) ・作業部会の開催 (作業部会員の選任)	・策定委員会の開催 (策定委員の選任) ・作業部会の開催 (作業部会員の選任)	・策定委員会の開催 (作業部会員の選任)	・策定委員会の開催 (作業部会員の選任)	・策定内容の理事会・評議員会への提案 ・具体的な取り組みへの移行(具現化) ・策定内容の市民への周知	・策定内容の理事会・評議員会への提案 ・具体的な取り組みへの移行(具現化) ・策定内容の市民への周知	
策定委員会										
作業部会 (ワーキンググループ)	・事務担当者の指名 (事務局次長)									
被災者支援計画 (平成27年度～平成29年度)	・県社協より 策定の打診 (一般社団法人RCF復興支援チーム)									
理事会・評議員会	・事業計画として、策定することを議決									
その他	・平成27年3月策定									
南相馬市地域福祉計画 (平成27年度～平成29年度)								・地域福祉計画の参考提出		



4. 南相馬市の現状

※基礎データについては、南相馬市ホームページに掲載の住民基本台帳より引用

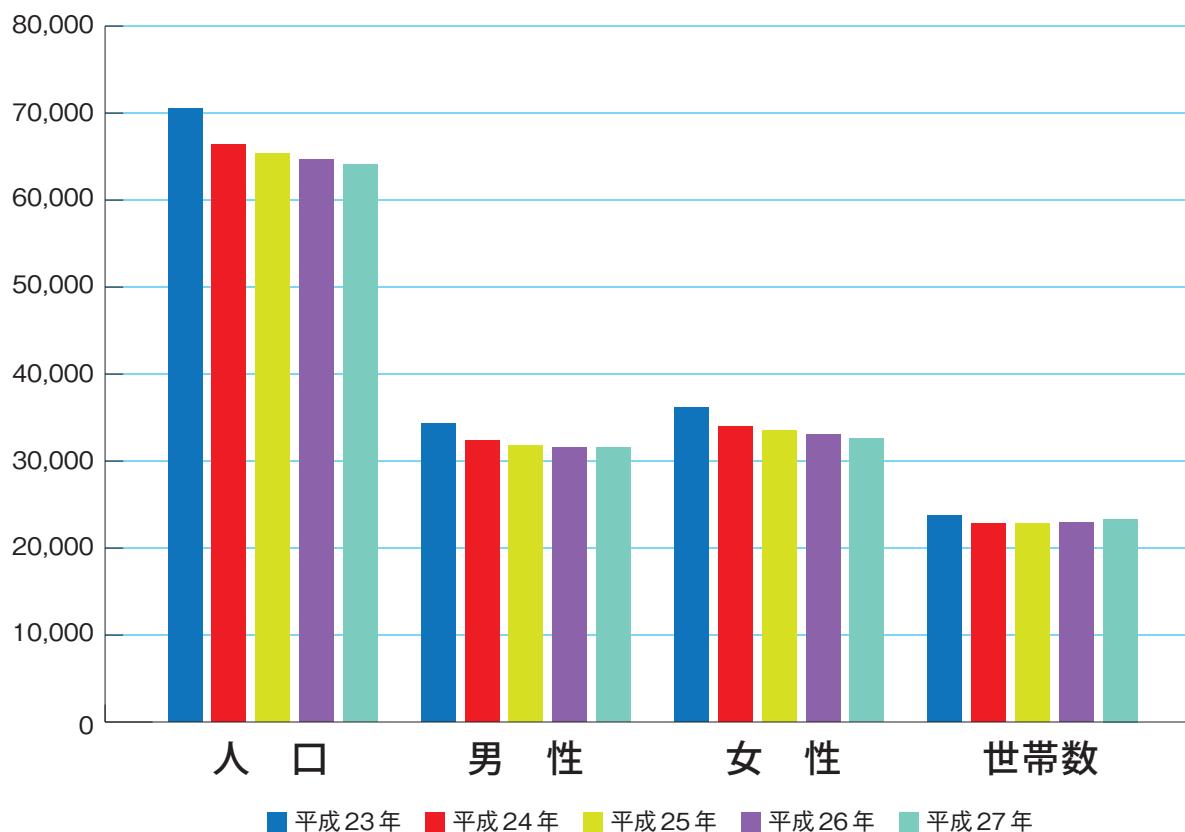
1) 人口と世帯数

南相馬市の総人口は、平成 23 年 3 月末日現在で、70,516 人であったが、平成 27 年 3 月末には 64,114 人と 5 年間で 6,402 人減少しています。

また、世帯数も平成 23 年 3 月末には 23,726 世帯であったが、平成 27 年 3 月末には 23,335 世帯と、世帯数も 391 世帯減少しています。

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
人口	70,516	66,385	65,298	64,621	64,114
男性	34,330	32,380	31,772	31,549	31,532
女性	36,186	34,005	33,526	33,072	32,582
世帯数	23,726	22,870	22,795	22,936	23,335

人口数・男性・女性・世帯数



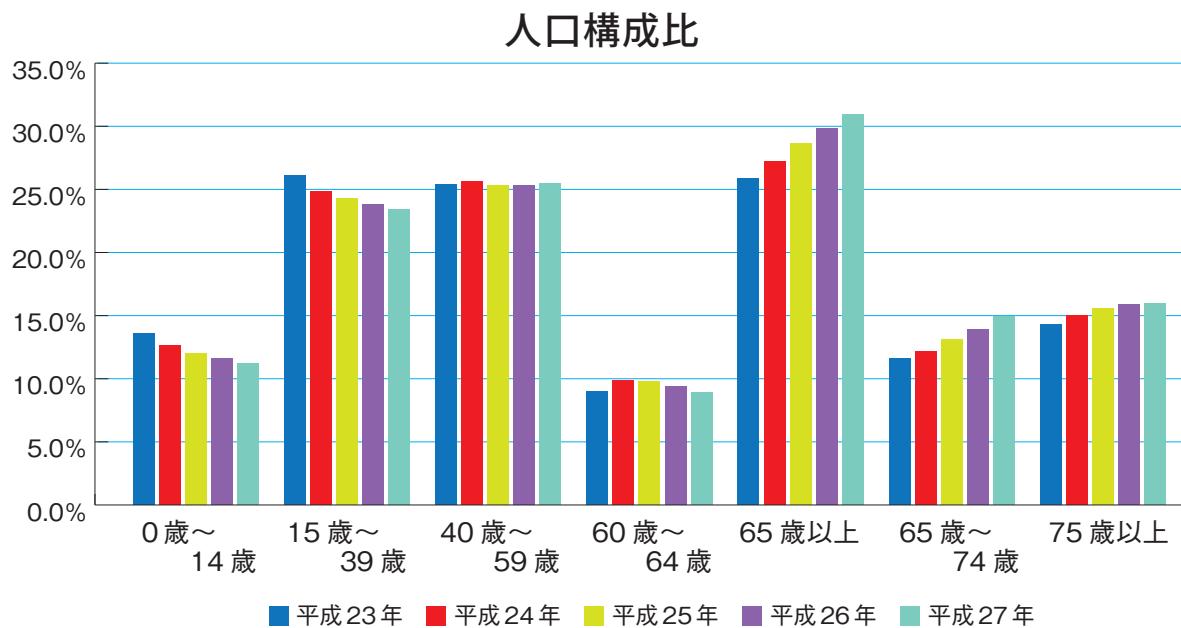


2) 高齢者世帯の状況

南相馬市の高齢者世帯の状況は、平成23年3月末の高齢化率（65歳以上）で、25.9%であったが、平成27年3月末には5%上昇し、30.9%となっています。

65歳から74歳では、平成23年3月末で11.6%であったが、平成27年3月末には3.3%上昇し、14.9%となり、75歳以上では平成23年3月末で14.3%であったが、平成27年3月末には1.7%上昇し、16.0%となっています。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口	70,516	66,385	65,298	64,621	64,114
構成比(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0歳～14歳	9,558	8,356	7,839	7,505	7,193
構成比(%)	13.6%	12.6%	12.0%	11.6%	11.2%
15歳～39歳	18,409	16,432	15,864	15,380	15,015
構成比(%)	26.1%	24.8%	24.3%	23.8%	23.4%
40歳～59歳	17,927	16,990	16,522	16,368	16,342
構成比(%)	25.4%	25.6%	25.3%	25.3%	25.5%
60歳～64歳	6,337	6,552	6,378	6,103	5,737
構成比(%)	9.0%	9.9%	9.8%	9.4%	8.9%
65歳以上	18,285	18,055	18,695	19,265	19,827
構成比(%)	25.9%	27.2%	28.6%	29.8%	30.9%
65歳～74歳	8,185	8,124	8,528	8,992	9,545
構成比(%)	11.6%	12.2%	13.1%	13.9%	14.9%
75歳以上	10,100	9,931	10,167	10,273	10,282
構成比(%)	14.3%	15.0%	15.6%	15.9%	16.0%

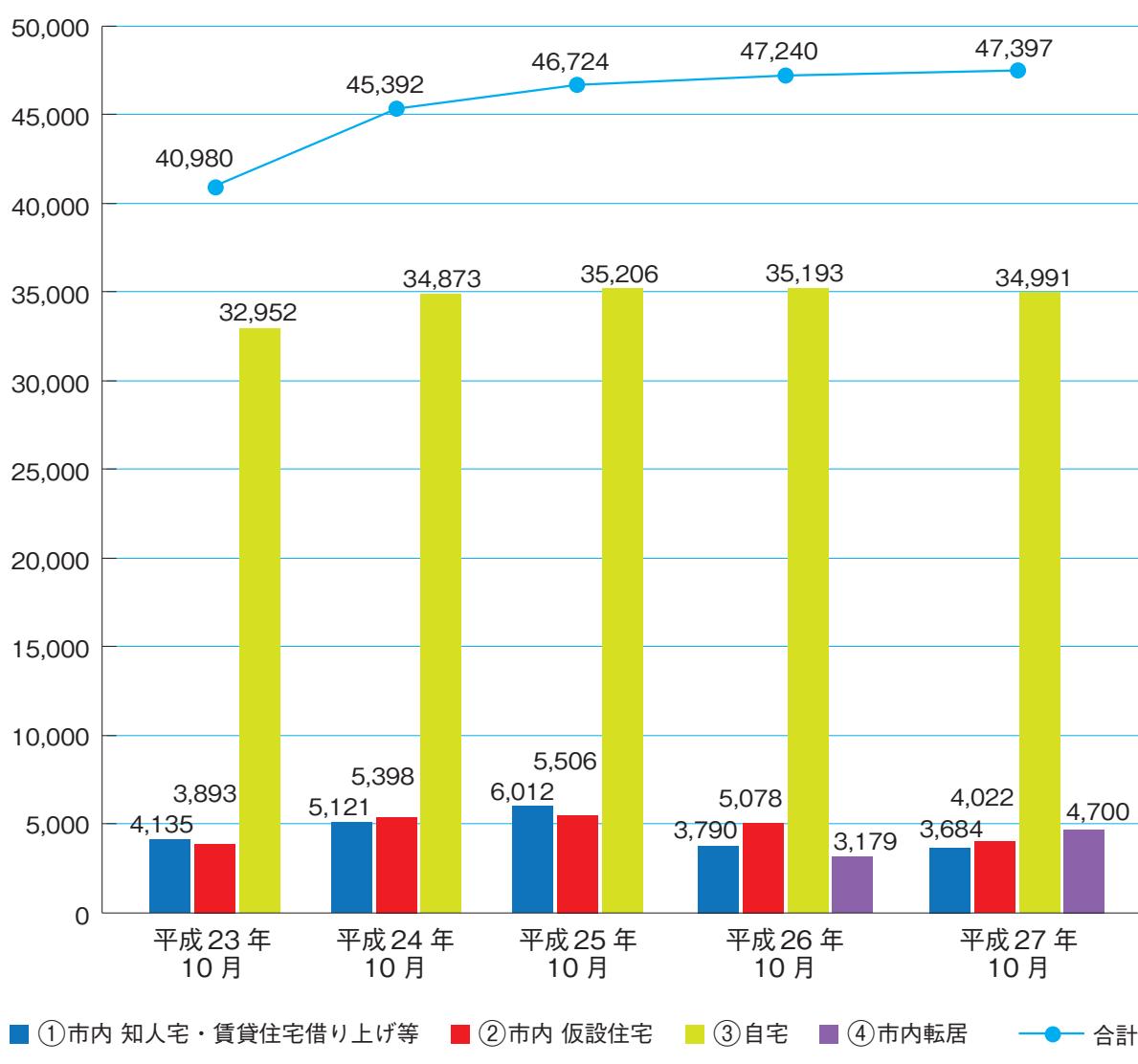




3) 南相馬市の人団（市内居住者数）

No.	区分	平成23年10月	平成24年10月	平成25年10月	平成26年10月	平成27年10月	備考
①	市内 知人宅・賃貸住宅借り上げ等	4,135	5,121	6,012	3,790	3,684	市内の知人宅・賃貸住宅に入居している者
②	市内 仮設住宅	3,893	5,398	5,506	5,078	4,022	市内の仮設住宅入居者
③	自宅	32,952	34,873	35,206	35,193	34,991	自宅に居住している者
④	市内転居				3,179	4,700	転居届を提出した者
	合計	40,980	45,392	46,724	47,240	47,397	市内居住者数

南相馬市の人団（市内居住者数）



※南相馬市 復興企画部 避難者数内訳より引用

5. 南相馬市の将来

年齢別の人ロ構成比では、震災前から年少人口と生産年齢人口は、ともに減少傾向にありました。震災を境にその傾向が顕著になっています。

また、65歳以上の老人ロは震災前から増加傾向にあり、震災以降、人口はほぼ横ばいで推移することが見込まれるもの、年少人口と生産年齢人口が減少しているため比率は上昇し、平成36年には40パーセントが65歳以上となることが予想されます。

本市が将来に向かって持続していくためには、若い力を増やしていくことが必要なことから、企業誘致や子育て世帯の移住・定住政策を推進し、バランスのよい人口構造を目指します。

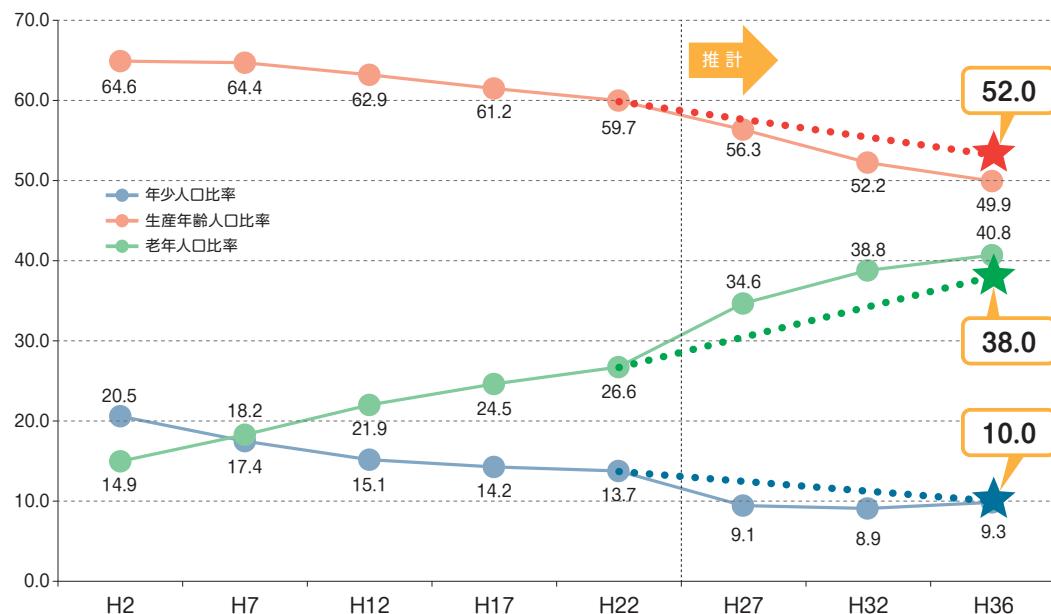
■ 各年代人口比率の推移

【単位:%】

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H36	H36目標
年少人口比率(%)	20.5	17.4	15.1	14.2	13.7	9.1	8.9	9.3	10.0
生産年齢人口比率(%)	64.6	64.4	62.9	61.2	59.7	56.3	52.2	49.9	52.0
老人ロ比率(%)	14.9	18.2	21.9	24.5	26.6	34.6	38.8	40.8	38.0

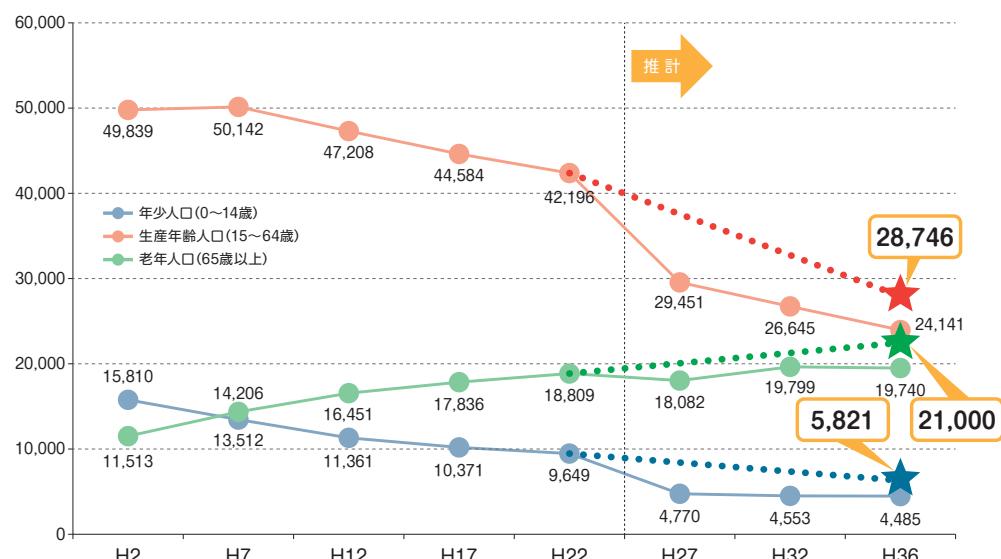
※平成2年～22年は国勢調査。平成27年～36年は市内居住人口と帰還人口による推計。

※端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。



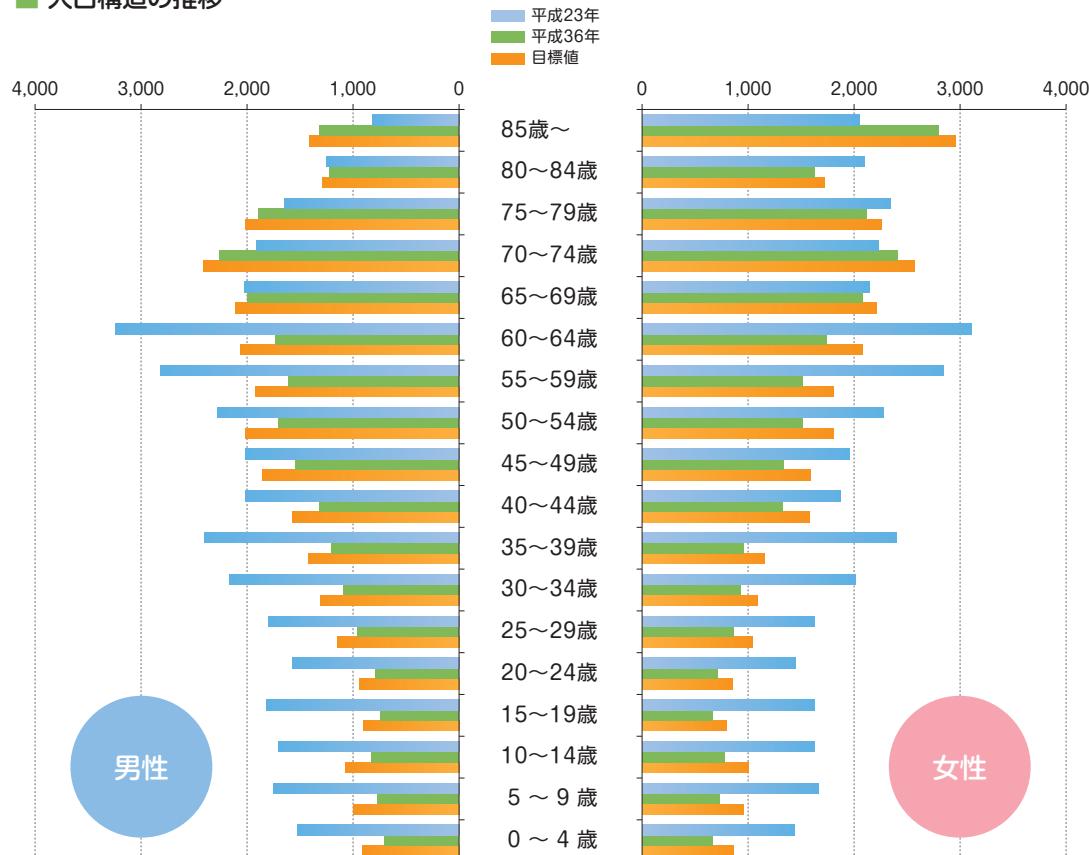


■ 年齢別人口の推移



※実線は市内居住人口と帰還人口によるもの。点線は平成36年の目標値。平成2年～平成22年は、国勢調査。
平成27年以降は市内居住人口と帰還人口で推計。平成17年以前は小高町・鹿島町・原町市の合算。

■ 人口構造の推移



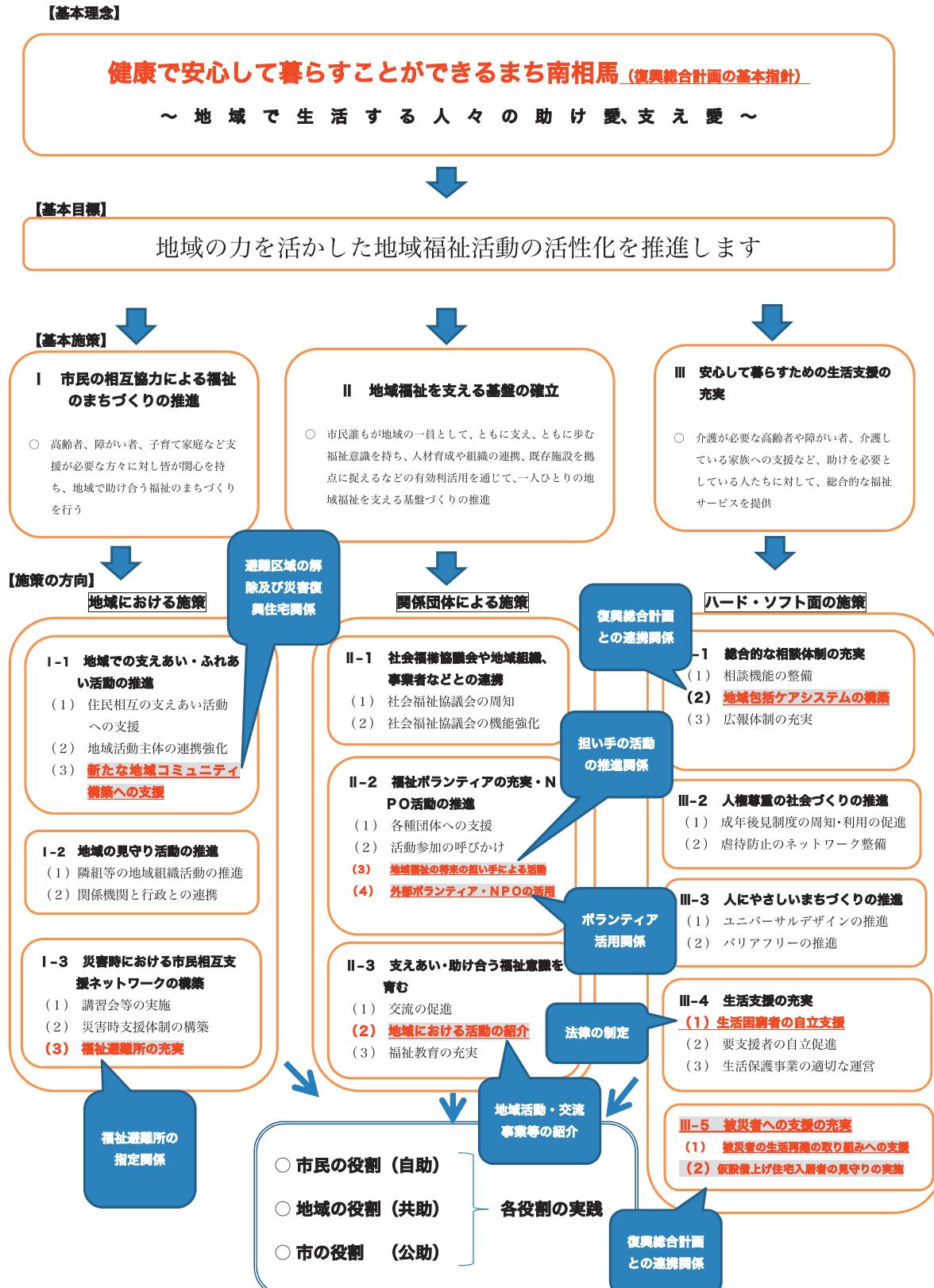
平成23年	全体 71,494人	男性 34,809人	女性 36,685人
平成36年	全体 48,367人	男性 23,712人	女性 24,655人
目標値	全体 55,567人	男性 27,390人	女性 28,177人

※平成23年は住民基本台帳人口。
平成36年は市内居住人口と帰還人口の推計。
目標値は政策人口を各階級に割り振り推計。

6. 南相馬市地域福祉計画の概要

「平成 27 年 1 月 地域協議会資料（社会福祉課）南相馬市地域福祉計画説明資料」より引用

見直し後の地域福祉計画の概要



.....

南相馬市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

印刷・発行 平成27年12月

発行者 社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会
〒975-0011 福島県南相馬市原町区小川町322-1
原町区福祉会館内
電話 0244-24-3415
FAX 0244-24-1271
E-mail shakyo@m-somashakyo.or.jp
URL <http://www.m-somashakyo.jp>

.....

